

教室掲示

なくそう自転車の並進走行！

令和元年5月
生徒指導課

<自転車の通行場所のきまり>

原則・・・車道の左側を通行する。

ただし、自転車歩行者専用道路の標識がある場合、



自転車は歩道を通行することができ、歩道の道路側を走行する。

この場合、歩道の道路側であれば、左側通行でなくても構わない。

※歩行者の方が優先であり、自転車は危険回避や一時停止をしなければいけない。(注意！)

<西高付近の例>

